

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和 7 年度決算案において 歳入不足が生じた事案に係る再発防止に向けた今後の取組について

令和 8 年 7 月 8 日開催の文教はぐくみ委員会において御報告した、「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」（以下「母子特会」という。）の令和 7 年度決算案において歳入不足が生じた事案について、再発防止に向けた今後の取組を取りまとめましたので、御報告いたします。

1 事案の概要

- (1) 母子家庭や父子家庭、寡婦の方に対する各種貸付事業を行う母子特会について、令和 7 年度の歳出が歳入を上回る状態となり、本来、5 月市会において提案すべきであった「繰上充用」の議案の提案ができていなかった。
- (2) このため、緊急的な対応として、7 月特別市会において「繰上充用」を行うとともに、令和 7 年度繰越金の歳入不足等に伴い、歳入歳出予算の見込みを見直した補正予算を提案し、7 月 21 日に議決いただいた。
- (3) また、議決に当たり、再発防止に向けた「警告」が付された。

2 原因

- (1) 所管課及び局総務部門等の関係職員に対しヒアリングを実施した結果、支援を必要とする方に対する貸付業務の重要性を認識し、日々の貸付や債権管理については組織的、かつ適切に管理・実施できていた一方で、母子特会の予算編成や収支状況の把握については適切な事務がなされていなかった。
- (2) この背景には、平成 23 年度を最後に国からの借入れを行うことなく、歳入が歳出を上回る状態が継続していたことがあり、長期間にわたる決算剰余金の発生により、予算編成時や執行・決算時において収支見込みを精緻に検証する認識や歳入不足が生じる可能性に対する危機意識が希薄化していた。
- (3) こうした「母子特会を組織的に管理・チェックする機能」が著しく形骸化していたことにより、令和 2 年度以降の大学無償化等に伴う「貸付金の減少と国への返還金の急増」という重大な構造変化を管理監督職員を含め組織として捉えきれず、結果として、必要な予算見直しや国との借入れ協議を実施できず、出納閉鎖後の決算作業に至るまで歳入不足を見落とし、5 月市会における「繰上充用」議案の提案ができない事態を招いた。

3 再発防止に向けた今後の取組

今後、同様の事案を二度と生じさせないようにするため、「**予算編成の適正化**」「**予算執行及び決算の適正化**」「**職員の資質向上**」「**ミスを起こさないための仕組みの構築**」の4つの柱の下、基本的な事務の見直し・徹底及び本事案を受けた新たな取組により、再発防止に取り組んでいく。

(注) 以下、本事案を受けた新たな取組又は強化する取組について、※印を付している。

(1) 予算編成の適正化 <実施予定>

確定している歳出額に見合う歳入額を計上するなど、過去の決算剰余金等の推移を踏まえていなかった従来の手法を見直し、より適切かつ精緻な予算編成を実施する。

ア 局の取組

所管課において、実際に見込まれる歳入歳出額を精緻に積み上げて適切に試算するとともに、歳入予算の見込みが歳出予算の見込みを下回る場合は、国からの借入金及び一般会計繰入金を着実に予算計上する。そのうえで、局の予算を総括する局総務部門において、一般会計と同様に積算根拠の確認を行い、実態に即しているか等について検証するチェック体制を構築する。

イ 全庁的な取組

特別会計について、これまでは一般会計に影響のある繰入金等を中心に査定してきたが、局マネジメントを補完するため、特別会計全体の経費についても確認を行うなど、行財政局の関与を強化する。(※)

(2) 予算執行及び決算の適正化 <実施中（一部実施予定）>

特別会計は、本来、歳入と歳出をより一体的に管理し、歳入不足の発生を防ぐ必要があるため、収支の状況把握はもとより、その進捗管理を徹底し、年度内に歳入不足が見込まれる場合には、直ちに適切な措置が講じられるよう取り組む。

ア 局の取組

所管課において、年度内に複数回（計6回）の決算見込み作業を実施するとともに、定期的な職場ミーティング（計4回）により、前年度からの繰越額や最新の収支状況、国からの借入れや繰上充用の必要性等を組織的に管理する。(※)

また、これらの進捗状況を局総務部門が定期的に確認し、必要な指導を行うなど局としてのチェック体制を構築し、一般会計と同様に行財政局へ決算見込みを提出する仕組みへと改める。(※)

更には、これらの取組を実施する中で、歳入歳出の大きな変動を予見した場合には、予算規則第15条に基づく状況報告及び協議を確実に実施し、必要に応じて国からの借入れを実施する。

イ 全庁的な取組

本事案は、令和7年6月の繰越金額が判明した時点で把握可能であったことから、歳入歳出の大幅な増減の有無について、年度途中に確認する仕組みを導入する。あわせて、決算見込み等について、今後の見込み等について適宜確認を行うなど、行財政局の関与を強化する。(※)

(3) 職員の資質向上＜実施中＞

財務管理に関連する地方自治法等の規定や、予算編成・決算や財務管理に関する基本的なルール、知識の習得、認識の充足に向けた取組を実施する。

ア 局の取組

本事案の発生を厳粛に受け止め、局コンプライアンス推進委員会を開催（７月７日）し、所管課だけでなく局内各所属に対し、本事案の共有等を行うとともに、局内各所属の計理担当者に対し、地方自治法をはじめとする基本的な法規定や財務管理の基本的な考え方等に関する研修を実施した（７月３１日実施済み）。（※）

今後は、所管課における定期的な職場ミーティングの実施に加え、毎年、年度当初の局基本研修や例年夏頃にあるコンプライアンス推進月間等の機会を通じて、局全体で、財務・計理等に関する基本的なルール等の徹底を図る。

イ 全庁的な取組

本事案は、地方自治法をはじめとする基礎的な知識と財政運営に対する緊張感があれば防止可能であったことから、行財政局から各局に対し、予算規則等の遵守について改めて周知（年度当初に各局周知済み）したうえで、地方自治法の基礎知識や財政運営の考え方等に関する研修を実施（７月２１日実施済み）。あわせて、研修において、本事案以外のインシデント事例についても共有することにより、緊張感をもって業務に取り組めるよう促した。（※）

(4) ミスを起こさないための仕組みの構築 ＜実施中＞

ミスを防ぐための取組が行われるような仕組みの構築を図る。

ア 局の取組

時間の経過とともに取組が形骸化することを防ぐため、法令や制度の仕組みに加え、収支把握、予算編成等について具体的に必要となる作業を明確化したマニュアルや引継書等を作成する。

また、事業に係る国通知を受領した際の係長・課長への確実な報告と対応方針の組織的決定を徹底するほか、「Microsoft Teams」等の業務アプリを活用して担当者のＰＣ画面に必要な時期にアラートを自動通知する仕組みを導入し（※）、作業に漏れがないよう徹底する。あわせて、本事案を契機として他の業務についても手順等の再点検を進め、より適正な遂行に努めていく。（※）

イ 全庁的な取組

本事案は、地方自治法をはじめとする基礎的な知識と財政運営に対する緊張感があれば防止可能であったことから、行財政局から各局に対し、予算規則等の順守について改めて周知（年度当初に各局周知済み）したうえで、地方自治法の基礎知識や財政運営の考え方等に関する研修を実施（７月２１日実施済み）。あわせて、研修において、本事案以外のインシデント事例についても共有することにより、緊張感をもって業務に取り組めるよう促した。（※）（再掲）

4 処分

本事案について、局運営における最高責任者である子ども若者はぐくみ局長に対し、市長名の厳重文書訓戒のけん責処分を行った。併せて、関係職員他 15 名に対してもけん責処分を行っている。

(参考)

別紙 1 : 議第 76 号令和 8 年度京都市一般会計補正予算及び議第 77 号令和 8 年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算について（令和 8 年 7 月 21 日警告）

別紙 2 : 今後の取組一覧表

議第 7 6 号令和 8 年度京都市一般会計補正予算及び議第 7 7 号令和 8 年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算について（令和 8 年 7 月 2 1 日警告）

今回提案された補正予算のうち、「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」の繰上充用等については、5 月市会において適時適切に提案され、議決を経るべきものである。これがなされず、6 月以降、現実に歳入不足という地方自治法違反の事態を招いたことは、地方自治の根幹たる健全な財政運営を揺るがす極めて重大な事態である。

この度の事態は、適切な予算編成や収支見込を試算・管理する執行体制が長年にわたり確立されていなかったこと、毎年度、当たり前に行うべき基本的な事務が徹底できていなかったこと、また、赤字見込みの場合、国との協議が行われていれば繰上充用を回避できたこと、そして、繰上充用の適正な手続を見落とししていたことなど複数の不適切な対応に起因している。漫然とした事務執行により、健全な財政運営の基本である「会計の収支均衡」を守れず、結果として地方自治法に違反する状態を生じさせたことは言語道断であり、市会として断じて看過できるものではなく、誠に遺憾である。

本市会として、歳入不足となっている令和 7 年度決算の適正化を図るためには、出納閉鎖後の異例の手続ではあるものの、繰上充用等の補正予算を議決することが唯一の方法であることを重く見て、市民生活への影響も慎重に審議したうえで、苦渋の窮余の策として本議案を議決するに至ったものである。

理事者においては、本議決がこれまでの不適切な事務執行を追認するものでは決してなく、健全な財政を確保することを優先して市会として特に議決するものであることを厳粛に受け止め、猛省を求める。今後二度とこのようなことが生じることのないよう、原因究明を行うとともに、速やかに再発防止策に取り組み、その進捗及び実施状況について、責任を持って本市会へ報告するよう、ここに強く警告する。

今後の取組一覧表

取組項目	子ども若者はぐくみ局		全庁的な取組
	所管課	局総務部門	
【予算編成の適正化】 実際に見込まれる歳入歳出額の積上げ等、より適切かつ精緻な予算編成の実施	○ より適切かつ精緻な予算計上	○ 計上方法を確認するチェック体制の構築	○ 特別会計全体の予算編成の確認
【予算執行及び決算の適正化】 歳入と歳出の一体的な管理による特別会計収支の状況把握及び進捗管理の徹底	○ 決算見込み作業の実施 ○ 定期的な職場ミーティングによる進捗管理 ○ 国からの借入れの確実な実施	○ 局としてのチェック体制の構築 ○ 局としての特別会計の決算見込み作業の実施 ○ 予算規則第15条の確実な励行及び励行に向けた周知徹底	○ 年度途中における歳入歳出状況等の確認
【職員の資質向上】 財務管理に関連する地方自治法や会計に関する基本的なルール、知識の習得、認識の充足に向けた取組の実施	○ 補職者ミーティングの実施	○ 局コンプライアンス推進委員会の実施 ○ 財務に関する関係法令の周知徹底 ○ 局基本研修の実施・コンプライアンス推進月間等の機会における会計事務の基礎知識等の周知徹底	○ 基礎知識等に係る研修の実施
【ミスを起こさないための仕組みの構築】 ミスを防ぐための取組が行われるような仕組みの構築	○ マニュアルや引継書等への明記 ○ 国通知等の組織的な全件確認 ○ 業務アプリ等の活用	○ 局計理担当の引継書等への明記 ○ その他業務の再点検	○ 基礎知識等に係る研修の実施（再掲）